

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

H30年6月27日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿



提出者 TOTOファインセラミックス株式会社 本社・中津工場
住 所 大分県中津市大字田尻崎10
氏 名 取締役社長 升本 浩之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0979-32-1511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TOTOファインセラミックス株式会社 本社・中津工場
事業場の所在地	大分県中津市大字田尻崎10
計画期間	H30.4月1日～H31.3月31日

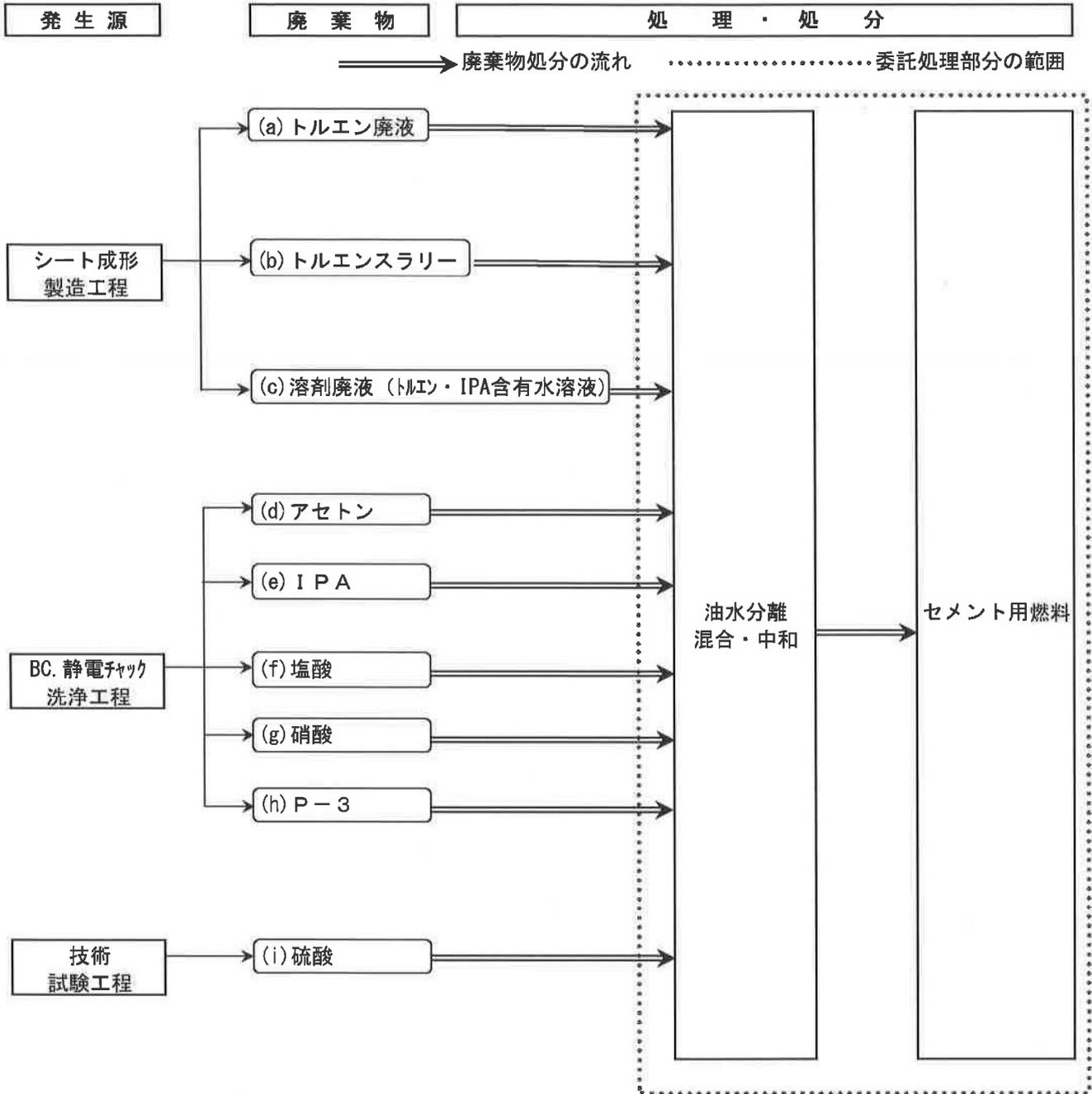
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	窯業(半導体製造装置用セラミック精密部品等の製造、販売)
② 事業の規模	売上高(単独)99億円
③ 従業員数	800名 2018年4月1日現在
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり。

(日本工業規格 A列4番)

別紙—①

特別管理産業廃棄物処理の一連の処理の工程



②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類と分別保管方法は現状維持運営する。
-----	--

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t

		(今後実施する予定の取組)
--	--	---------------

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 埋立処分は実施しない		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 埋立処分は実施しない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	トルエン廃液、トルエンスラリー、トルエンIPA含有水溶液	塩酸、硝酸、硫酸、アセトン、IPA
	全処理委託量	106.43 t	1.98 t
	優良認定処理業者への処理委託量	97.08 t	1.98 t
	再生利用業者への処理委託量	1.72 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	7.63 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>「有価化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルエン廃液高カロリーのため熱エネルギーとして売却実現。(H29/5月～実施) <p>「構内浄化处理」</p> <p>トルエンIPA含有水溶液、構内消化槽で処理の為設備導入したが、工場内からでる排水処理増量のため実現できなかった。</p>
--	--

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	トルエン廃液、トルエンスラリー、トルエンIPA含有水溶液	アセトン、IPA
	全処理委託量	170.03 t	3.17 t
	優良認定処理業者への処理委託量	170.03 t	3.17 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>認定熱回収業者分と再生利用業者分輩出物を優良認定処理業者に処理委託推進を行う。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。